

定期報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

住 所 〒

氏 名 印

(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ー ー

FAX番号 ー ー

離れた場所に農場がある場合、
「農場ごとに」提出が必要です。

家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項の規定により、以下のとおり報告します。

1-1 基本情報

農場の名称		農場数(報告書作成数)	農場
家畜の所有者の氏名 又は名称			
家畜の所有者の住所	郵便番号 ー		
管理者の氏名 又は名称	※ 所有者と異なる場合に記入		
管理者の住所	郵便番号 ー	※ 同上	
農場の所在地	郵便番号 ー		
畜舎等の数	畜舎数	棟	心卵舎数 棟

※ 本報告書は、「農場ごとに」家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者）が作成し、提出すること。なお、本報告書に記載する事項は「当該年の2月1日時点のもの」とすること。また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

1-2 家畜の種類及び頭羽数

①乳用牛 (酪農)	成牛 (24月以上)	育成牛 (4月以上24月未満)	子牛 (10日以上4月未満)	種おす牛
	頭	頭	頭	頭

※ 酪肉一貫経営の方で、肥育仕向の牛は③もしくは④の肥育牛の欄に記載ください。

②肉用 繁殖牛	成牛 (24月以上)	育成牛 (12月以上 24月未満)	子牛				種おす牛
			(4月以上12月未満)		(4月未満)		
	めす	めす	めす	去勢・おす	めす	去勢・おす	
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

③肥育牛 (交雑種及び 乳用種おす を除く。)	性別	成牛(肥育後期) (24月以上)	肥育前期の牛 (9月以上24月未満)	育成牛 (4月以上9月未満)	子牛 (4月未満)
	めす	頭	頭	頭	頭
	去勢・おす	頭	頭	頭	頭

④肥育牛 (交雑種及 び乳用種 おす)	性別	成牛(肥育後期) (17月以上)	肥育前期の牛 (7月以上17月未満)	育成牛 (4月以上7月未満)	子牛 (4月未満)
	めす	頭	頭	頭	頭
	去勢・おす	頭	頭	頭	頭

⑤豚	肥育豚 (3月以上)	繁殖成豚(めす) (12月以上)	繁殖育成豚(めす) (3月以上12月未満)	子豚	種雄豚
	頭	頭	頭	頭	頭

⑥鶏	採卵鶏		肉用鶏		種鶏	
	成鶏 (150日以上)	育成鶏 (150日未満)	常時 飼養羽数	年間 出荷羽数	成鶏 (150日以上)	育成鶏 (150日未満)
	羽	羽	羽	羽	羽	羽

⑦馬	繁殖及び育成馬, (競走馬等)			肥育馬		乗馬・愛玩・使役 頭
	めす	種おす	去勢・おす	めす	去勢・おす	
	頭	頭	頭	頭	頭	

⑧めん羊 ・山羊	めん羊		山羊	
	めす	おす	めす	おす
	頭	頭	頭	頭

⑨その他	その他 ()	その他 ()	その他 ()
	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)

※ 「その他 ()」の欄には、【水牛, 鹿, いのしし, あひる, うずら, きじ, だちょう, ほろほろ鳥及び七面鳥】のうち, 飼養している種類を括弧内に記入の上, その頭数(羽数)を記入すること(4種以上飼養し, 欄が足りない場合, 欄外に記入してください)。

※ 家畜の飼養頭羽数については, 当該年の2月1日時点において, 同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより, 当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては, 当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。

※ 家畜の小規模所有者の方は, この【様式1】の記入で終わりです。
その他の方は, 【様式1-2】, 【様式2】, 【様式3】へおすすみください。

◎ 小規模所有者:	
・ 牛, 水牛, 馬	1頭だけ
・ 鹿, めん羊, 山羊, 豚, いのしし	6頭未満
・ 鶏, あひる, うずら, きじ, ほろほろ鳥, 七面鳥	100羽未満
・ だちょう	10羽未満

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「-」を付けること。

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
<p>自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。 	<input type="checkbox"/>	
2. 衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）の設定		
① 衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>	
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>	
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>	
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
③ 衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
④ 他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	<input type="checkbox"/>	
⑤ 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>	
⑥ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
⑦ 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>	
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		
① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>	
② 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>	
③ 家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>	
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
① 施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>	
② 家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
③ 畜房又はハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
④ 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>	

6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
①	家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/>
②	家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	<input type="checkbox"/>
③	家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
④	毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
⑥	他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦	家畜を出荷し、又は移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧	家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却等の準備		
①	埋却地を確保している。	<input type="checkbox"/>
②	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
①	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
②	家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
③	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
④	家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
②	従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
 ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は痂痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
 ②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
 ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。
 該当しない項目には、「-」を付けること。

(2) 豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	
① 衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 他の畜産施設に立ち上った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	<input type="checkbox"/>
⑥ 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑧ 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
⑨ 食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上加熱処理をしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	
① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
② 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
③ 家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>

5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
①	施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	
②	家畜の体液が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	
③	畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	
④	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
①	家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
②	家畜に特定症状を確認した場合には、農場から家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
③	家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
④	毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	
⑤	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	
⑥	他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	
⑦	家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
⑧	家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7. 埋却等の準備		
①	埋却地を確保している。	
②	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
②	従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）

①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

様式 1 - 2 (3)

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。
 該当しない項目には、「-」を付けること。

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	
2. 衛生管理区域の設定		
①	衛生管理区域を設定している。	
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
②	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
③	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
④	衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
⑤	他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	
⑥	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
⑦	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
⑧	過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	

4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		
①	家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	
②	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。	
③	野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。	
④	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。	
⑤	家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
①	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	
②	家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	
③	家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	
6. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処		
①	家きんに特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
②	家きんに特定症状を確認した場合には、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
③	家きんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
④	毎日、飼養する家きんの健康観察をしている。	
⑤	他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家きんの健康状態の確認等をしている。	
⑥	他の農場から家きんを導入した場合には、当該家きんに異状がないことを確認するまでの間は、他の家きんと接触させないようにしている。	
⑦	家きんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
⑧	家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7. 埋却等の準備		
①	埋却地を確保している。	
②	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	

8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
①	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
②	家きんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
③	家きんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
④	家きんの異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。	
②	従業員が家きんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規程したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ）		
①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。		
②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。		

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「-」を付けること。

(4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	<p>自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。 	
2. 衛生管理区域の設定		
①	衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
②	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③	厩舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		
①	厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
②	飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
③	馬の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
①	厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
②	馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>

6. 馬の健康観察と異状が確認された場合の対処		
①	馬に異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
②	毎日、飼養する馬の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
③	他の農場等から馬を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する馬の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
④	他の農場から馬を導入した場合には、当該馬に異状がないことを確認するまでの間は、他の馬と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑤	馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑥	馬の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
①	馬の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
②	馬の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
8. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、馬の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
②	伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

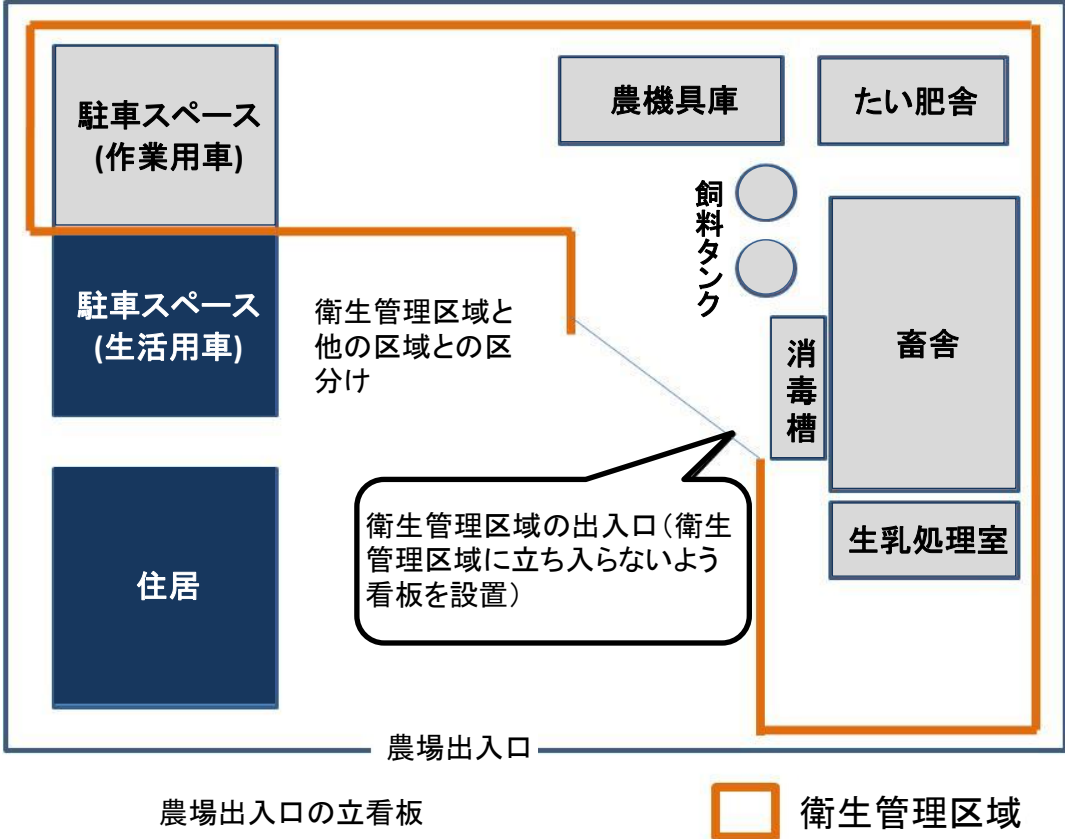
農場見取り図

氏名 _____

衛生管理区域の平面図 (別紙として、お持ちの農場見取り図等に必要事項書き込んで可。)

- ① 農場及び衛生管理区域への出入り口を明確に記入して下さい。
- ② 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に設置した消毒施設等の場所を記入して下さい。
- ③ 人の立入を制限するために講じた措置(看板, 張り紙, ロープ, プランター, 白線など)の位置・内容を記入して下さい。

〈記入例〉



飼養衛生管理の概要

1 衛生管理区域全体の措置

衛生管理区域に必要なない者を立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とする。 (該当するものに○、その他は具体的に記入)
立て看板 ・ ゲートと施錠 ・ 監視員(モニター)設置 その他 ()

2 衛生管理区域・畜舎等の出入口付近に設置した消毒設備の種類

衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近には、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために消毒設備を設置する (該当するものに○、その他は具体的に記入)	
衛生管理区域	動力噴霧機・手動噴霧機・石灰帯・車両消毒ゲート その他 ()
畜舎等	踏込消毒槽・消毒用マット・石灰帯・手指消毒・手洗い施設 その他 ()

3 畜舎ごとの飼養密度

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜をしないために講じている措置 (飼養密度)				
畜舎 No.	畜舎区分(肥育・繁殖等)	畜舎の大きさ		飼養頭羽数
		m ×	m	
		m ×	m	
		m ×	m	
		m ×	m	

4 埋却地確保状況

埋却予定地の有無	有 ・ 無
イ 埋却予定地の所在地	
ロ 借地の場合、土地の所有者氏名 契約内容	
ハ 埋却予定地の面積 現在の利用状況	(m ² ・坪・反歩・町歩) ※単位に○
ニ 農場から埋却予定地までの距離	(m ・ km) ※単位に○
ホ 埋却予定地の近隣住民への説明 当該関係者の承諾	有 ・ 無 有 ・ 無
ヘ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となること	

5 埋却地が無い場合、確保するための取り組みの状況

イ 焼却施設・化製場の確保	名称と所在地： 農場からの距離： 事前説明と承諾の有無：
ロ その他の取り組み (具体的に記載)	

6 大規模農場における取り組み (※「注意事項の6」の規模参照)

担当獣医師の氏名・所属 又は担当の診療施設の名称	
-----------------------------	--

※ 馬の所有者を除く大規模所有者は、「従業員が農林水産大臣の定める一定の症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したもの」の写しを添付